

第61回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成28年11月8日(火) 午後1時30分～午後4時20分

(2) 場 所 杉妻会館3階 百合の間

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 今泉裕 齋藤玲子 佐藤初美 橘あすか
高島 亮 藤田一巳

イ 県 側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹
土木部次長 技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹
農林水産部参事兼農林総務課長 農林技術課長
出納局入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課主幹兼次席

ウ 建設関係団体等

- (ア) 一般社団法人福島県建設業協会会長 外3名
- (イ) 福島県総合設備協会会長 外2名
- (ウ) 福島県建設専門工事業団体連合会会長 外2名
- (エ) 福島県土木建築調査設計団体協議会会長 外1名
- (オ) 個別事業者

(4) 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 審議事項

WTO対象工事におけるJV要件について〈非公開〉

(2) 建設関係団体等からの意見聴取について

ア 個別事業者〈非公開〉

イ 一般社団法人福島県建設業協会

ウ 福島県総合設備協会

《 休 憩 》

エ 福島県建設専門工事業団体連合会

オ 福島県土木建築調査設計団体協議会

(3) 各委員の意見交換・その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第61回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

議事の進行につきましては、伊藤委員長よろしく申し上げます。

【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、審議事項1件と、関係団体からの意見聴取が5件でございます。審議事項については公正かつ円滑な議事運営の観点から、また意見聴取のうち個別事業者については当該事業者が匿名での意見聴取を希望していることから、それぞれ非公開で行い、それ以降は公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

それでははじめに、「審議事項」の「WTO対象工事におけるJV要件について」です。非公開での審議となりますので、傍聴者及び報道機関の方は退席をお願いします。

公開での審議再開は、14時10分頃を予定しています。

また、非公開部分の議事の概要は、要望があれば、会議終了後、私から御説明いたします。

(傍聴者等退席)

(以下、非公開の審議につき「概要」を記載)

それでは事務局の説明をお願いします。

【事務局】

「資料1」により説明

【委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御意見等をお願いします。

【委員】

質問ですが、工事の安定的施工や品質の確保ということですが、WTO対象工事に該当する工事の中で、これまで、安定的施工、品質の確保の面で問題となった事例はあるのかという点はいかがでしょうか。

【事務局】

工事におきましては、各発注機関の方で十分な監督行為を行っておりますので、今までのところ、問題となった工事というのは報告を受けておりません。

【委員】

もう一点ですが、実施結果について、入札制度等監視委員会で検証するということとなりますが、具体的な検証方法、どのような指標を見てとか、具体的な検証は可能なのかというところを教えてください。

【事務局】

工事の品質ということになれば、工事が終わってからでないと検証はできないわけですが、まずは入札行為の中で、何らかの変った点がなかったかということを検証することとなりますので、入札参加者の状況であるとか、あるいは落札率であるとか、そういったものを見ていくこととなるかと思います。

【委員】

先ほどの説明で、工事の安定的施工や品質確保であるとか、技術力の結集であるとか、いい面はあるんですけれども、いい面だけでは必ずしもないかもしれないという懸念がありうると思います。競争の透明性・公正性という観点から言うと、事前に各企業等が何らかの形で接触して打ち合わせするという機会を県側が用意するということになるわけで、そのことがいろいろな形での不正であるとか、談合であるとかにつながらないということがゼロではないんですよね。みなさんニュースでご存知の東京の豊洲の3つの入札が全て99.9%の落札率である、それもJVによる1者応札となっている。3つとも7者で構成されたJVの1者応札であったんですね。ですから、JVでやることによるリスク、そういうようなことが起きる可能性が排除はできないということかと思いません。その辺を説明していただけますか。

【事務局】

福島県の共同企業体というのは、結成要件として、3者までにしているということが1つ。それから、東京の場合は、予定価格が事前に公表されているものであって、実際に99.9%で入れようと思って、入れられる制度になっているということですね。あらかじめこの工事は予定価格が100億ですよとか、200億ですよと示してあるので、99.9%で入れることも可能な状況になっています。

【委員】

国交省は事前の予定価格の公表はあまりよく思っていないみたいですね。要するに競争性の確保という点からは。

【事務局】

国交省では、予定価格については、透明性を確保するために公表するのは当然なのですが、公正性の面から事後的に公表しなさいということになっています。県の今の入札制度になった10年前には、福島県でも事前に公表しておりました。事前に公表することによって、職員が予定価格を漏らすといった恐れがなくなるということで、そのようなことにしていたのですが、予定価格がわかって、正当な見積りになるのかということで、制度改革後2年すぎた頃に、事後公表に変更いたしました。

【委員】

WTO案件ですから、いろいろな条件をつけることはできないんですよね。結果的に県内の業者と組んでいるケースが他の県でもあるんですか。あるいは大手ゼネコンが単独で入っているケースは。

【事務局】

大手ゼネコン単独は、まるっきり皆無ではないと思いますが、多くの場合は、大手と地元、もしくは大手と地元の他にもう1者。

【委員】

3者の中に地元が入る。条件としては地元を入れろとはWTO案件では言えませんよね。

【事務局】

もちろん言えないです。

【委員長】

結果的に地元が入る場合が多いと。他いかがですか。

ご質問等ないようでしたら、ご意向を伺いたいのですが、このWTO対象工事において特定JVを参加要件にすることについて、「可」とする、「可」とするということは、そうでない場合もあり得るとのことなんですが、当面「可」としてやっていくことに対して、よく考えた方がいいよ、あるいは反対というような御意見がございましたら、言っていただきたいと思います。

【委員】

私は、入札制度改革の基本方針に記載されております「業者間の依存関係を醸成し、談合のできやすい環境を作ることにつながる」ここには、どうしても抵触してくるのではないかなと考えますし、工事の安定的施工と品質確保の点で、過去に問題があったわけではないので、私としては賛成しかねるところです。

【委員長】

他の委員の方いかがでしょうか。

【委員】

他県でも41県やっていることですので、なんら問題はないと思います。もう一つ聞きますが、WTO案件で、福島県では外国企業が入ったケースはないですかね。他県では。

【事務局】

本県での実績ではないです。他県では、ゼロではないと聞いております。

【委員】

福島のWTO案件で、JVと単独では応札の比率はどのくらいですか。

【事務局】

直近のものを先ほど説明しましたが、18のうち11がJVだったということですが、ここ5年ほどに行われたWTOの案件では、比率的にはほぼ同じかと思います。半分ぐらいが単体で、半分ぐらいがJVで入ってきています。

【委員長】

もうすでに、他の自治体では、こういうような参加要件にしているということですが、福島県では、10年前の事件があって以来、より慎重に、より公正にということ考えてきたと思います。そう意味では、御意見のあったとおりであると思います。これは、言ってみれば、バランスの問題だと思うんですね。これを導入して、かなり談合であるとか不正の可能性が高まるのではないかということでしたら、いくら地元で経済効果があるといっても、それはすべきではないと思います。JVを参加要件にすることによって、競争性、公平性、公正性がどの程度後退するのか、そこまでは考える必要はないとか、その辺の見極めだと思っています。それで、時間の問題もございまして、もしも他に反対意見がないということでしたら、入札制度改革から言えば、少し問題があるのではないかという慎重論があったということも併せて報告するというところで結論をだしてよろしいでしょうか。

(いいと思います。)

では、そういうことにさせていただきます。資料1-1は事務局で回収してください。

それでは、個別事業者及び建設関係4団体からの意見聴取を行います。

事務局から個別事業者をお呼び下さい。

その前に、資料1-1を事務局で回収してください。

《個別事業者からの意見聴取》

(調査票の趣旨)

1 受注状況について

管内を超えて応札する場合は、現場までの通勤時間が1時間30分以内としている。

2 元請・下請関係の適正化対策について

下請契約に際して、法定福利費を別立てで明示した見積書を活用している。

3 技術者の確保等について

技術者や作業員について、直営で2現場くらい施工可。発注が重なる時は、外注先に状況を確認しながら応札している。

4 電子入札・電子閲覧について

電子入札により煩雑さがなくなり良くなった。

5 担い手の育成について

新卒者採用として高卒を対象としているが、応募がなく取れていない。

6 総合評価方式について

評価項目の消防団員の有無について、若い世代が消防団に入りたがらない中で、高齢になっても消防団を辞められない状況になってしまっているのではないかという理由から、総合評価の評価項目とするには疑問を持つ。

7 その他

総合評価方式について、低価格調査制度を設けているが、公共工事の減少により、低価格調査の件数が増加し、行政コストが増えると懸念されることから、価格競争と同様に最低制限価格にした方がよいのではないか。

【伊藤委員長】

それでは、個別事業者からの意見聴取を始めます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、10分程度で意見を述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、匿名にした上で、後日、県のホームページで公表することとさせていただきますので、予め御了承願います。

それでは、よろしくをお願いします。

【個別事業者】

(「資料2」に基づき説明)

【伊藤委員長】

ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

まず、1ページ目ですけれども、(4)の特別簡易型と価格競争で応札していますということで、簡易型以上には参加していらっしゃらないということですか。施工計画などを作るまでの前段の手間は、なかなかしんどいものがあるということですか。

【個別事業者】

中小企業ですので、1級の技術者の数、評価項目にあるISOの取得、そういったものを考慮しますと、いくらい施工計画を作っても、地元の大きなところには太刀打ちできないという理由からです。

【入札監理課長】

2ページ目の(5)の管内を超えて応札する場合に、通勤時間が1時間半までということで、それを超えていくということはないということですか。

【個別事業者】

それを超えていくことはないと思います。

【入札監理課長】

4ページ目の(2)、舗装工事は外注で対応していますとあったのですけれども、他管内に来られているときは、その管内の業者の方を下請にお願いしているのでしょうか。

【個別事業者】

いえ、地元から連れて行きます。

【入札監理課長】

確認は、この辺で、あと事務局からお答えしたいと思います。

最後から2つめの、総合評価方式についてというところで、(2)の同一市町村内実績を過去10年から過去3年で3件としたということで、厳しいという御指摘だったのですが、同一市町村内工事実績については、多くの会社が、かなりの高率で評価を得ていた項目になります。実際の評価の対象として

は、あまり差が出なくなってしまうと、意味合いがなくなってしまうので、条件を厳しくしたということで、ご理解いただきたい項目です。

それから、その下の（３）の消防団の有無についてでございますが、消防団に入っている者を雇うかどうかということもありますし、雇っている者に消防団加入を奨励するというところもあるかと思うのですが、消防団に入りたがらない人が増えている状況だからこそ地域貢献として評価しようという観点で入れているということもありますので御理解いただければと存じます。

事務局からの回答は以上です。

【伊藤委員長】

他に各委員の方から、ご質問等があればお願いします。

【安齋委員】

１ページの（３）で元請が９５％となっておりますけれども、入札制度改革の前も元請で入っていましたか。

【個別事業者】

改革してからです。それまでは、元請、下請の割合は半々でした。

【今泉委員】

５番目の担い手の育成確保の（３）で就労環境の改善となっておりますけれども、具体的にどのような改善なのか教えて下さい。

【個別事業者】

こちらの方としましては、高卒等募集をかけている状況なのですが、なかなか応募しても集まらないという状況を鑑みますと、何とか現有戦力で頑張っていきたいということなので、そのインセンティブを与えるためにも給料をアップしたり、少しでも有給休暇を取ってもらって家庭と団らんする時間を多く取ったりということでやっております。

【伊藤委員長】

今の質問と関連するのですが、従業員の給料は完全月給制ですか。

【個別事業者】

技術者は月給制です。作業員は日給月給です。

【伊藤委員長】

現場までの通勤時間の問題と絡むんですけれども、１時間半かかると、その分当然早めに出なくてはいけないですね。その場合お給料は換算してますね。

【個別事業者】

もちろん、換算しています。

【高島委員】

今の有給休暇の件ですが、作業員の方が日給月給というと、有給休暇の点で正社員の方と差はありますか。

【個別事業者】

一緒に有給休暇を取らせています。本当は、少ない中でダブるということがあって、例えば2現場4人、4人いれば、スムーズにいくんだけれども、同時に休んだ人がいた場合は、片方の現場やめて、片方の現場に行こうと、こういう時代なので、有給休暇は法定どおり取らせて、会議室の中にも有給休暇取得一覧をおいて、有給休暇は完全にとらせています。

【伊藤委員長】

5の担い手のところですが、例えば工業高校の新卒者とか取りたい状況かとは思いますが、ここ何年ぐらい取れていない状況ですか。

【個別事業者】

正直、10年は取れていないです。

【伊藤委員長】

それは何が原因だと思いますか。

【個別事業者】

まず、取らなかった原因は、東日本大震災までは、建設業界が瀕死の状態でありまして、新卒を雇う力がないという状況でした。うちの会社ですと、仕事がないのに人が多くいて、リストラしたいというのは山々なんですけれども、それをせずに定年退職されるまでいていただいてという状況でずっときたので、新卒をタイミングよく取れなかったというのが現状です。

【伊藤委員長】

震災以降は、積極的に取りたい意向はありますか。

【個別事業者】

もちろんあります。でもなかなかいい人がいない。

【伊藤委員長】

応募者はあるのですか。

【個別事業者】

工業高校の進路指導に行ったりもしているのですが、なかなか応募してくれないというのが現状です。

【伊藤委員長】

他よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、これで個別事業者からの意見聴取を終わります。

御協力ありがとうございました。

(個別事業者退席)

【伊藤委員長】

ここから公開での議事となりますので、先ほどの個別事業者について発言されるときは、会社名を出さないようにしてください。

(非公開審議終了、傍聴者等入室)

それでは、事務局から、一般社団法人福島県建設業協会をお呼びください。

(一般社団法人福島県建設業協会 着席)

【伊藤委員長】

それでは、一般社団法人福島県建設業協会からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日、県のホームページで公表することとさせていただきますので、予め御了承願います。

それでは、よろしくをお願いします。

【建設業協会】

毎年意見を聞いていただく機会を設けていただきありがとうございます。我々としても県内各地域に、建設産業が存続して災害対応など地域の安全・安心を守るという面で貢献できるということが理想だということで共通認識は持っております。しかしながら建設業協会も競争性もあり、多様性もございます。そのため、それぞれの意見に多少の違いがございます。そういうことを前提にして、調査票のデータについてお話しをしたいと思います。

それから建設産業の現在の状況ですが、国勢調査がH27年度ございまして、県内の建設産業従事者ですが、平成22年8万4千人とされておりましたが、27年の調査では10万7千人、全産業の11.3%、前は9%だったのですけれども、ここ5年間で増加している状況でございます。全国平均に比べましても、かなり高い数字となっております。その辺も参考にしながら、調査票を説明させていただきます。

(「資料3」により説明)

【伊藤委員長】

ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたらお願いいたします。

【入札監理課長】

何点か確認させていただきながら説明したいと思います。3ページですが、消防団加入については、いろいろパーセンテージがあったんでしょうけれども、基本的に協会としては、あまり好ましくないという御意見でよろしいでしょうか。消防団加入については、より中小の会社に配慮するという意味合いもあって、評価項目に加えていたという点を御理解いただきたいと思います。

それから、除雪・維持補修業務の評価については、修正を望むという御意見ですが、これについては、評価項目上は、他の評価項目は例えば0.5とか1点というのが上限のところなのですが、除雪・維持補修業務については、1.5と若干高めにしていただいているということで、もっとということであるかとは思いますが、その辺についての急激な変化というのは難しいと思いますので、意見交換をする場などを持つことができれば、お考え等詳しくお聞かせいただければと存じます。

それから、1ページの総合評価の金額区分だったのですが、事務局としては震災以来工事の単価が上がっているということで、従来の金額区分ではどうですかという意味合いのご質問だったのですが、今

回はこのような御意見をいただきましたが、継続的に御意見をいただければということでお答えしたいと思います。

それから、5ページですけれども、元・下の関係ですが、下請の方の理解不足もあるという御指摘だったのですが、協会さんと別に専門工事業団体様からの意見をいただいてまして、その中では、全国的な大手ゼネコンさんは対応していただいているのだけれども、県内の大手はあまり対応してくれていないという御意見もありました。双方とも言い分はあろうかと思いますが、お互いの歩み寄りをお願いしたいと考えております。

それから、8ページの電子入札関係なんですけど、今回大幅に拡大で、土木・農林を電子閲覧で行うということで、評価いただきありがたいと思います。土曜日の作業と言うことで御意見があったのですが、多くの場合、電子閲覧を指しているということでもよろしいかと思うのですが、電子閲覧自体は、ダウンロードが可能なものなので、事前にダウンロードさえしておけば、土曜日の作業ということも可能です。認識の違いがあれば御意見をお聞かせいただければと思います。

11ページ、その他ということで御意見をいただきました。①の指名競争入札における恣意というのは、発注者側の問題だという御指摘ですが、前回の事件が官製談合における事件だったので、発注者の問題がかなり大きいということについては御指摘のとおりかと思っておりますので、今ここを別な考えとするということは難しいのかなと思っております。

一番下の適正価格の考え方ですが、予定価格、最低制限価格は地方自治法に基づく考え方であって、予定価格には諸経費であるとか、利潤も含めて計算されているということになっておりますので、制度管理者としては、最低制限価格と予定価格の範囲以内が基本的には適正価格になるということでお答えしておきたいと思っております。

【技術管理課長】

5ページの元請・下請関係の適正化対策についての(1)ですが、変更契約の遅れが、下請企業との変更契約の不備につながるということですが、設計変更ガイドラインを作成しまして、出先事務所にも周知しております。今後適正な変更手続きについて出先事務所にも周知を図っていきたいと考えております。

続きまして、3番の入札不調の(1)ですが、現場に適した単価、歩掛、見積および工法での設計積算が必要であるという御意見がありまして、技術管理課としては入札不調が起きたときには、各出先事務所毎にその原因等を調べまして、必要に応じて新たに見積をとって、それに基づいて、設計、積算の見直し等で対応しております。

同じく(2)の工事施工の平準化ですが、繰越制度あるいは、複数年の債務負担行為、ゼロ債務等で工期の適正な確保、年間を平準化する工期の確保、工事受注の確保に努めている状態でございます。

5番、品確法の(2)工事請負契約に係る設計変更ガイドラインを策定したところでの御意見ですが、変更を徹底してほしいという御意見がございます。こちらについては、5月に受託業者、並びに市町村、県も含めまして、説明会を各方部毎に実施しております。ガイドラインの中には、ワンデーレスポンスもしっかりやるようにと記載しておりまして、併せて変更手続きも、甲乙協議しながら適切に実施することとしておりますので、引き続き対応していきたいと考えております。また、各事務所については、専門技術管理員がおりますので、受注者が困った場合には、そちらを通して協議できる環境も整えておりますので対応方をお願いしたいと思います。

(2)の中的设计書に対する意見がございまして、設計書の取り扱いが不明である。数量は参考扱いとなっているのですが、通常、共通仕様書でも設計書はあくまでも参考図書となっておりますので、基本的に図面と切り抜き設計書では数量があっていると判断しておりますので、疑義がある場合には発注者側と協議をして適切な対応を取っていただきたいと考えております。

【建設産業室長】

5番の品確法のところで、正確な発注見通しをお願いしたいとありましたが、これまで、復興の加速化あるいは不調対策ということで、発注見通しの早期公表に取り組んできたところでもあります。今後も正確な発注見通しの公表に努めてまいります。

その他の品確法の基本理念についての、市町村発注担当者への指導徹底についてですが、福島県ブロック発注者協議会というものを組織してございまして、国、市町村含めて発注者側の連絡調整を行っているところでございます。今年度も協議会の開催を予定してございまして、市町村工事も含めた県内の公共工事の品質確保の促進を図ってまいりたいと考えてございます。

次に入札結果の公表についてでございますが、入札情報の公表等に関する取扱要領というものがございまして、その中で契約締結後に各発注機関にて公表することと定まっています。期間内に公表されるよう、各発注機関への取扱要領の定期的な周知を図ってまいります。

【伊藤委員長】

それでは、各委員から質問等あればお願いいたします。

【齋藤委員】

3ページ(4)での回答の少数意見のところでは気になるのが、「安全管理は『自社都合』を理由に修正を望む」、「環境配慮は『自社都合』を理由に削除及び修正を望む」というのがありまして、安全監理、環境配慮というのは、建設業で一番大事なところではないかと思うのですが、それに優先するような自社都合とはどのようなものなのでしょうか。

【建設業協会】

当然に、会員企業は、安全管理、環境配慮は定着しております。これはもう差別化されにくい当然の取組だと考えておりますので、そういう観点でなくてもいいのではないかという意見でした。

【齋藤委員】

自社都合を理由に書いてありますので、それは差別化されないという理由ではないわけです。自社都合という理由で書いてありますので、その自社都合というものをお聞かせいただきたいと思います。安全管理、環境配慮に優先する自社都合という意味ではないということならそのように書いていただければ良いと思います。

【安齋委員】

3ページで、消防団加入についてあんまり評判がよくないのですが、具体的に地域貢献度でそれに代わるいい項目があったら教えてください。

【建設業協会】

全体的に消防団に入るような人がいなくなっている。消防団は役場の職員などが中心となってやっていることが多いのですが、これに代わるとすれば、管内で何人雇用しているとか、地域で雇用しているということに対する評価項目があればありがたいと思っております。

【安齋委員】

消防団については、問題があるのだけれども、それに代わるものがなかなかないということで、考えられるのは、配点についてどうするかということ。消防団に代わるものがあれば、どんどん提案してください。

新分野進出についても、反発があるのはわかっていますが、ご存知のように公共工事については、3分の1まで下落しましたよね。そのとき、リストラするのをちょっと待って、その代わりに新分野でなんとかしてくださいとしたときの話なんですよね。その後震災がきて、昔の水準を上回る仕事がありましたよね。ですが、最近になると震災特需がなくなってきましたよね。今あるとすれば、浜通りと南会津くらいですよね。だからやっぱり新分野進出は必要なのかなと私も悩んでいるんですけども、なくせという意味ではないんですよ。

【建設業協会】

新分野は、入札のときの点数をいただきたいということではなくて、もともとの雇用を確保したいということで、公共事業が落ち込んで、建設業が受け皿として雇用を守れないときに別な産業で雇用を生みたいという元々の発想だと理解しております。

【伊藤委員長】

お時間ですので、これで一般社団法人福島県建設業協会からの意見聴取を終わります。どうも御協力ありがとうございました。

(一般社団法人福島県建設業協会 退席)

それでは、事務局から福島県総合設備協会をお呼びください。

(福島県総合設備協会 着席)

【伊藤委員長】

それでは、福島県総合設備協会からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日、県のホームページで公表することとさせていただきますので、予め御了承願います。

それでは、よろしくをお願いします。

【総合設備協会】

(「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

まず、1ページの(2)ですが、現在の金額区分で特に問題がないというのは、総合設備協会では、だいたい5千万円以下の工事が多くなっているということでよろしいでしょうか。

【総合設備協会】

小粒になってきたということがあるんでしょうかね。

【入札監理課長】

2 ページ目の 2 の (1) 変更契約書の話なのですが、契約書自体は双方の問題ですので、変更明細書を一括処理ということで、双方が合意すればそれでよろしいのでしょうかけれども、問題は、トラブルがあったとき契約書がすべてですよねということになります。変更金額が小さいときにどうすればいいのかという問題はありますけれども、前向きに検討していただければと思います。

【総合設備協会】

その主旨はもちろんわかっているのですが、現場がついてこないですね。現場管理からその変更の事務について、追いつかない。だれか、事務に係りきりの者をおかないと、結構変更があるので、追いつかない。それで、なんとか一括処理できないかという御意見を書かせていただいたのです。御意見はもちろん分かるのですが。

【入札監理課長】

サンプルというかひな形としての変更契約書はあるのですが、次善の策として双方が合意すればということになりますが、どうしても下請の方が不利になるということも併せて考えて、できることから進めていただければと思います。

【建設産業室長】

入札不調のところで、工事施工の平準化というところがありますが、単年主義というのは、予算の都合上、なんともしがたい部分ではございますが、債務負担行為ですか、ゼロ県債、繰越手続きの活用といったところで、工事発注の平準化と適正な工期設定に努めていきたいと思っております。

それから、今ほどの契約の件ですが、建設業法の中で、請負工事については書面で契約を取り交わすということになっておりますので、厳密なことを言うと、法律違反をやっているということはお認識いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【伊藤委員長】

それでは、委員の皆様から御意見、ご質問をお願いします。

【高島委員】

4 ページ目、5 の品確法の (2) の設計変更ガイドラインの件でお聞きしたいのですが、作成から半年以上は過ぎています。実際の運用に当たっての実例はまだありませんと記載されてあるのですが、変更手続きがスムーズになったとか、未だにこの辺がうまくいっていないとか、全く御意見ないですか。

【総合設備協会】

全くないわけではないのですが、こちらが認識するほどの量のものがないということです。

【橋委員】

福島県総合設備協会に加盟している会員企業の数を確認させていただきたいのと、県内に各支部が存在するのかということと、今回の調査票をまとめるにあたって、会員企業さんからどのように意見を伺って回答したのかということについてお聞かせください。

【総合設備協会】

3団体併せて120企業。支部は電設協が7支部、空衛協が5支部、設備設計事務所協会は4支部。この設問に対しまして、3団体すべて、各支部で会員に流しております。設問に対しまして疑問に思っている点等あげていただいて、電設と空衛と事務局レベルですりあわせしております。

【伊藤委員長】

それでは、福島県総合設備協会からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(福島県総合設備協会 退席)

それでは、事務局から福島県建設専門工事業団体連合会をお呼びください。

(福島県建設専門工事業団体連合会 着席)

【伊藤委員長】

それでは、福島県建設専門工事業団体連合会からの意見聴取を始めます。

本日は、御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日、県のホームページで公表することとさせていただきますので、予め御了承願います。

それでは、よろしく申し上げます。

【福島県建設専門工事業団体連合会】

毎年同じようなことを言わなければならないということは、とても残念です。というのは、私たちがこの何年か参加させていただいておりますけれども、私たちが要望していることに対して、役所では努力するとかというような答えしかいただいております。社会保険について、役所のほうでは、社会保険の加入については、プラスになって、諸経費もたくさんプラスになっていることは私どもでは聞いております。現実には、見積書の中にそれを入れなさいとかなり厳しく言われております。だからといって、見積書に入っているけども、一括で契約するので、それがぜんぜん反映させていない。職人の福利厚生費も調べてくださいとお願いもしてございます。私はサッシ業界なので、金額が高いために、私どもの福利厚生は3%。ところが、内装になれば、ものが支給されて、やるのは40%とか、かなりばらつきがあります。県の方には、福利厚生費を間違いなく出しているか見ていただきたいと思います。今問題となっているのは、担い手がない。業界でも本当に難しい。職人がいなければ、業界は成り立っていかない。工事に対しての福利厚生のパセンテージを認めて、本当に下請まできちんと福利厚生費が行っているのか、見ていただきたいと思います。ゼネコンはずるいんですよ。見積書に一式に入っているよと、それしか言わない。大手ゼネコンさんは、社会保険料を外出しにして見積書に入れてくださいということで、現実には外出しにして見積書に入れて、それでもらっております。問題は地元ゼネコンさん。そういうことをお願いしても、なかなか配慮してくれないということで、差があるんですね。職人さんももらえるところは行きますけれども、もらえないところには行きませんよという対応になってきておりますので、その辺のところを県の方からもご指導していただければと思います。

それから担い手ですが、今の若い人は、学校が土曜日休みなんですね。ただ、建設業はまだまだ土曜日休みではないので、できれば、4週6休や4週8休ということで、大手さんではモデルになってます

けれども、それに見合う賃金をあげないと、休みが増えても賃金が日給月給で手取りが減ってしまうという問題が出てくるので、その辺の対応をお願いしたいのと、女性の戦力化、そのための環境整備、スーパーゼネコンさんでも女子トイレのシャワートイレ化ということで、実際始めているところもごまますので、県の方でもそれに見合った対応をお願いできればと思います。

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

昨年、法定福利費の率についてどのように契約書に反映するかということについて御意見をいただきました。そこで、法定福利費を入れ込んだ契約書の作成方法について見える形で専門工事業団体の方にお示しいたしまして、併せて法定福利費の率についても、国交省の業種毎になっているものについてお示しいただいて、それが、ここに書いてあります元請に提出する見積書には別計上であげることとなってきたと思います。問題は、見積書はそれで出すのだけれども、実際に契約するときに、それが含まれているのか分からないということによろしいのですよね。先ほど、地元ゼネコンが多く所属している協会さんの方にも、この調査票に書かれている、大手ゼネコンさんは対応が良くなっているのだけれども、地元ゼネコンさんには未だに浸透していないということについて、お伝えしたところでございます。今後とも機会を捉えて契約書の中にきちんと反映できるよう伝えていきたいと思っております。

【建専連】

そうはいつでも、現実的には、別項目にして見える形にしてもらわないと、社会保険料を払ってもらえないようなところには、職人も参りません。

【入札監理課長】

気になるところがあったのですが、2ページ目の3の下請の受注ということで、3つ目ですが、下請に県外の業者を使うことが多いということですが、かなり多いのですか。

【建専連】

入札するときに福島県のは、福島県の業者を使うということで、契約するときに、役所の方からきつくこの条件を入れていただければありがたいと思います。

【入札監理課長】

契約のときにそこまで義務付けるということは、なかなか難しいところがあります。

【建専連】

でも、福島県のことは福島県で考えなくてはだめですよ。山形県では大手のゼネコンが国の仕事を請け負って、地元発注ですよ。今年、宮城県の仕事を引き受けたんですけども、何で福島県の者がやるんだと、宮城県から叱られました。そのぐらいのことは他の県ではやっているんですよ。福島県はどこからきてもやっていける。それでは、我々の仕事がなくなってしまうので、やっていけないですよ。

【入札監理課長】

今お話しがあった宮城県での事例について、後ほど詳しく教えていただけないでしょうか。

【建専連】

もっと前にもあるんですよ。名取の仕事で。何で宮城県の業者でなくて、福島県の業者に下請だすんだと。宮城県にはいないのかと。福島県でもそれぐらい言ってくれる担当者を作って下さい。我々は死活問題です。

【伊藤委員長】

各委員の皆様から何かありましたら、御意見をお願いします。

【佐藤委員】

3番の下請業務の受注についての3つ目。これは地元のゼネコンが大手ゼネコンや県外のゼネコンとJVを組んだときの問題点を書かれた訳ですね。これは、JVを組んだときの問題点ということなんですか。地元のゼネコンが単独で受注した場合と、地元のゼネコンが大手ゼネコンや県外業者とJVを組んだ場合、違いはあるのですか。

【建専連】

地元は全部大手ゼネコンの言うことを聞いています。JVを組むことが問題なのではなくて、予算が問題。しわ寄せが我々にくる。

【入札監理課長】

補足させていただきます。県の入札には地域要件があって、多くの工事に県内要件というのがあります。JVを組む場合、県内企業同士で組まなければならないという参加資格になっています。ただ、震災以後復興事業がかなり出てくる中で、代表構成員だけは県内の地域要件を満足すれば、その他の構成員については、県外の会社と組んでもいいですよということで、復興事業については特例を設けております。その中で、地元ゼネコンが代表構成員ではあるのだけれども、大手なり県外なりと組むことによって、そっちに引っ張られるということですよ。

【建専連】

浜通りはほとんどそうですよ。

【齋藤委員】

業者さんの数は増えているのですか。

復興需要があって、少し良かったこともあって、だけど減ってきたということですか。

【建専連】

ずっと減っています。

【齋藤委員】

それは産業構造的な問題だとお考えですか。

【建専連】

はい。親の姿を見て、継ぐという子どもがいない。担い手問題は本当に大変です。いろいろなこともやっていますけれども、追いつかないです。

【伊藤委員長】

時間になりましたので、これで、福島県専門工事業団体連合会からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(建専連 退席)

それでは、事務局から福島県土木建築調査設計団体協議会をお呼び下さい。

(福島県土木建築調査設計団体協議会 着席)

【伊藤委員長】

それでは、福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べて下さい。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日、県のホームページで公表することとさせていただきますので、予め御了承願います。

それでは、よろしくをお願いします。

【福島県土木建築調査設計団体協議会】

(「資料6」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

1 ページ目の1の(1)ですが、若手の参加がしやすくなったということですが、他に見直しする観点がございましたら、御意見をお願いしたいのですが。年数を減らしたということが今回のポイントではあったのですけれども。

【福島県土木建築調査設計団体協議会】

年数減らしていただいたということで、特に会員から新たな要望はでてきてはおりません。

【入札監理課長】

1の(2)の消防団への継続加入についてですが、通勤範囲が広いということですか。

【福島県土木建築調査設計団体協議会】

通勤範囲が広いといいますか、会社が福島市内でも、募集は近隣に及びます。二本松土木事務所管内とか、保原土木事務所管内などからも通勤していますが、評価が入札参加者と加入消防団の所在地が同じ土木事務所管内でないとだめだということですから、異なる土木事務所管内から通勤して消防団に継続して加入している場合などでも、同じ建設事務所管内であれば、できれば評価していただきたいということです。

【入札監理課長】

5の電子入札・電子閲覧ですけれども、特に建築設計を他部局にも広げていただきたいということだと思っておりますが、制度管理者としても、広げるように庁内でいろいろやっているのですけれども、発注が専門の土木や農林と違って、なかなか広がらないところがあるのですが、努力していきたいと思っております。

【福島県土木建築調査設計団体協議会】

例えば、会津やいわきの設計事務所が、福島で閲覧してくれと言われた場合に、他の市町村工事の閲覧日がバッティングすることが結構あるんですね。電子閲覧にしていれば、時間等が軽減できますので、是非他部局にも広げていただきたいと思っております。

【技術管理課長】

4の設計等の発注について、履行条件が相違する場合には、受注者の発議による変更だけでなく、発注者の主体的な判断による業務内容の増工等をお願いしたいという御意見があります。条件が異なる場合には、甲乙協議により、適切に設計変更することとしておりますが、適切にされていない場合もあると思っております。適切な設計変更を行うために、今年度、委託業務の『設計変更ガイドライン』を策定しておりますので、これができましたら、各出先事務所、各コンサルさん、市町村も含めて周知徹底していきたいと思っております。これが徹底できれば、6番の土木設計関係の工期の関係もかなり解消できるのではないかと思います。

【建設産業室長】

3番の建築設計関係について、設計・施工一貫方式による発注とありますが、本県では、一部の大規模な復興関連工事を除いて、設計と施工は分離して発注することとしております。また、工事監理については県職員が行うことを原則としておりますが、一部大規模な工事等につきましては、設計・施工を委託に出している部分もございました。また大規模工事等につきましては、工事監理を監督員の補助業務として外部委託してございます。

その他の地元への優先発注につきまして、県内でできるものにつきましては、県内というのが原則としておりますので、今後も県内企業の活用を図っていきます。

また、調査・測量・設計などの業務種別毎に分離して発注することを基本と考えてございます。事情がある場合は、一括ということもございますが、基本は分離発注ということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

【伊藤委員長】

それでは委員の皆様から御意見があればお願いします。

【安齋委員】

3の入札制度のところ、設計・施工の分離発注を望んでおりますけれども、他県ではこのようにやっていますか。

【福島県土木建築調査設計団体協議会】

あまり他県の状況はわからないのですが、民間では、一括方式がコストが安くなるということから、多くなっています。ただ、建築士法で、工事監理を行った場合、建築主に工事監理報告をしなくてはならないとなっているのです。それを施工と一括の場合、施工者はそういった工事監理をするという意識がないんですね。県の場合は、ほとんどが県の職員による工事監理ですからあまり問題はないと思っておりますが、今回復興関係で買い取り型のものが災害公営住宅で一部ありました。そういう中で設計・施工・

監理が行われて、施工者が工事の中身を工事監理者としてチェックしているかというとなかなか難しいと思います。単純にコストが安ければ一括発注がいいということではないです。

【伊藤委員長】

設計・施工・監理というのは、復興公営住宅であったんですか。

【建設産業室長】

復興公営住宅の買い取り方式というのは、県が発注するのではなくて、協定を結ぶのですけれども、あくまでも民間の方で作ってもらったものを県が買う。いわゆる建て売りで。事前に県がこういうものがほしいというものを示して、それにあったものを作ってもらったらそれを買い取りますよということなのです。工事の種別とすれば、公共事業ではなくて、民間が発注したものを県が買い取るということになるということで特殊なものです。

【伊藤委員長】

それでは、これで福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(福島県土木建築調査設計団体協議会 退席)

【伊藤委員長】

次に、「各委員の意見交換」に移ります。どなたか発言する方はいらっしゃいますか。

【橘委員】

意見聴取の関係団体が業界に所属する会員団体の総意を受けているのかという点で疑問があったのですが、事務局のある大きな組織はある程度会員企業にヒアリングしたり、アンケートやったりということで、意見の集約ができていくかと思うのですが、それ以外の団体については、事務局や理事の意向が強い印象があり、それが、会員企業の意見の反映になっていけばいいのですが、十分に反映できていないという印象を受けてしまったので、聴き取り調査の方法を改善するということが必要ではないかと感じました。それと今日伺っていた中で、担い手がいないということをおられた方がいらっしゃったかと思うのですが、次世代を担う建設業関係の方が育っていただかないと困りますので、そういう意味で、意見聴取の改善案として、例えば、若手の青年部が動いているところもあるかと思うので、団体へのヒアリングと、団体の青年部へのヒアリングを実施していくのもあっていいのかなと思いました。そうすることで、業界全体の底上げを図れるような意識改革になっていただくきっかけとなるような場になってほしいという要望があります。

それと、今回意見聴取した団体以外でも、建設業に関する資格を持っている団体もあるかと思います。そういった団体からも意見聴取をするということも業界全体として底上げする上では有効かと思えますし、県だとかが公共的な立場で業界全体の裾野を広げるという意味からも有効だと思えます。

意見聴き取り調査票に意見として特にありませんとしか書いてないのですが、青年部に聞けばもっとちがう意見がでるのではないだろうかと思いました。

【伊藤委員長】

今日、4つの団体から意見をきいたのですが、他に公共事業に関する意見を聞ける団体があるのかということが一つ。意見聴取の方法も何らかの改善の方法も必要ですね。

【齋藤委員】

業界によっては、あるところとないところとありますし、こういうところに青年部の方を呼んでヒアリングをするということはかなり難しいのではないのでしょうか。それで、提案として、業界の会員の皆さんにアンケートを送って、回答をもらうというのはどうでしょうか。

【伊藤委員長】

毎年、全ての協会の全ての会員にやるというのが物理的に可能かどうかという問題があるかと思いません。

【齋藤委員】

福島県全部で何社ぐらいあるのですか。

【高島委員】

私のやっている建産連が団体で38、福島県の許可業者数となると会社は約9000社ありますね。

【伊藤委員長】

そうすると、全社は難しいですね。ただ、改善の余地はありますよね。検討をよろしくお願いします。

【入札監理課長】

団体の総意となっているかということ、団体の意向として、若手から意見を聞くことを良しとするかということもあります。そのようなことも含めての検討ですね。それから、積極的に回答を引き出すように改善していきたいと思います。

【齋藤委員】

新分野進出ですが、多角経営に乗り出すみたいな意味を感じるのですが、そういうことだと感じられてしまうから意味がないと言われてしまうので、多角経営に乗り出すのではなくて、業界でイノベーションを起こすことだと思うのですね。大きいところはいいのですが、零細なところでは、イノベーションを起こすような余裕もないというのが実情ではないかと思います。少なくとも「新分野進出」という言葉を別な言葉に代えたらいかがでしょうか。

【入札監理課長】

「新分野進出」自体については、土木部でいろいろな基準があって認証しているものです。その認証した企業については、認証に基づいて総合評価で加点するということになっていますので、もともとの制度設計に変更があれば変わることもあるのですけれども。

【安齋委員】

新分野進出は、元々、公共事業が減ったときに雇用の確保としてやったもので、いろいろ話をきくと、建設業はやっぱり建設をやるのが本業でしょうということで、業界の中でもかなり反発もあるんです。なので、見直すとすれば加点を見直すぐらいしかないのかなと思います。今加点がちょっと高いので、それを下げるとというのが時代にあってるかな。

それと、消防団、若手が消防団に入らない。先ほど意見にもありましたように、地域の拡大。消防団に入っている、福島でなくて、伊達だから加点されないということではなく、地域を拡大して、消防団に入っていれば、福島でなくてもいいでしょうということで、とにかく消防団に入っていれば加点す

るとか、あるいは加点の配分を見直すか、確かにこれは不人気なのです。かといって無くすわけにいかない。これにかわるものがなかなかない。

【入札監理課長】

大手の企業よりは、地元の中堅企業の方が取り組みやすいものかなというところもあって、10年近くにもなりますが、評価項目として入れたということもあります。

【伊藤委員長】

総合評価方式も万能ではなくて、いろいろな項目について時代がかわれば状況も変わってくるので、評価項目も随時見直していくというような作業もしていかないとだめですね。

それから、総合評価の低価格調査制度をやめて、最低制限価格にするというお考えはないのですか。

【入札監理課長】

制度的には、総合評価方式と低価格調査はセットでとまでは言いませんが、関係性は深いものだと思います。国においては、総合評価方式において、そもそも最低制限価格だとか、あるいは失格基準を設けていない。県の方では、調査基準価格を決めた上で、その下に失格基準を設けています。国の方では、失格基準すらないということです。

【伊藤委員長】

指名競争入札の話はいつも出てくる話なんですけれども、これは、県の方ではすぐにやるということはない。

それと下請の方で、社会保険の関係で、おっしゃっているのは、消費税と同じで、消費税を除く税抜きの価格でやっておいて外付けで、何パーセント以下という風にできないかということですよ。それは、設計段階ではできるが、結局契約段階では入り込んでいるということですよ。外にしようが中にしようがやり方次第で変わらないのですが、気持ちの問題としては、別途きちんと積算しているんですよということがあった方が、いろいろ説明しやすいということだろうと思います。

【入札監理課長】

昨年は、見積の段階でも提示してもらえなかったとか、あるいは自分たちも分からなかったとかということだったので、昨年よりは一段階進んで、少なくとも見積段階では、法定福利費を別枠で提示することまでは進んだのかなと思います。もう一段階進めるためにできることは何かということかと思いません。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。それでは「その他」ですけれども、委員の皆様から何かございますか。事務局から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の抽出案件の審議対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いします。

【伊藤委員長】

ただいま事務局から審議依頼のあった件について御意見ををお願いします。事務局案はありますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局の案を申し上げます。

低入札価格調査の対象となった案件については、重点監督を行うこととしております。今回は、平成27年度を対象として、こうした低入札価格調査案件における重点監督の実施状況をご検証いただきたいと思っております。抽出委員は、五十音順で、齋藤委員、佐藤委員をお願いいたします。

【伊藤委員長】

それでは、今回の抽出テーマは、「低入札価格調査案件における重点監督の実施状況」、審議対象期間は「平成27年度」とします。

抽出チームは齋藤委員と佐藤委員を指名します。

事務局から他にございますか。

(特になし)

本日の議事については、これで終了いたします。